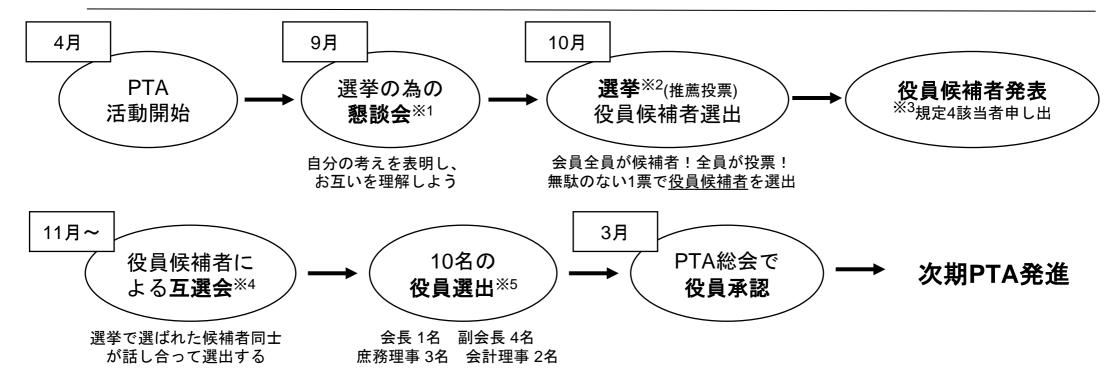
PTA役員選出の流れ



※1 懇談会:選挙管理委員会主催のもと、選挙前に行われる会長の「役員や、PTA活動に対する考えと次年度の役員選出における

討論および役員候補の意思確認」の場。PTA会員同士のお互いを理解するための大切な会なので、必ず出席しましょう。

※2 選挙 : 役員候補者を選出するもの。会員全員が投票の対象者で、全員が投票。ただし、6年及び原則として1学期終業式以降の転入 の会員を除く。

- ※3 規定4:過去1年以上役員をした人は、本人の申し出があれば役員候補者から外すことができる。
- ※4 互選会:役員候補者が集まり、話し合いによって次期役員を選出。
- ※5 役員選出数は検討委員会で検討しています。検討委員会とは、規約や決まり事を改正する際にその件を検討する臨時で作られる委員です。今年度は、役員増員の規約改正について検討することになり、検討委員会が立ち上がりました。現在、規約上では役員の定員が7名となっていますが、昨今の保護者の状況から2年前より10名に増やして検証してまいりました。3月の総会で7名から10名への規約の改正をするのですが、その際のルール作りやプラス面

マイナス面を1年かけて検討していきます。 検討委員会の委員は1回にカウントはされず、今回は前年副会長4名と

選管経験者2名の計6名で構成されています。

増員については7月の運営委員会で承認を得る予定です。

- ●今年度から一部のお手紙(皆様から回答を頂くものなど)を除き、PTAメールの配信のみとなります。
- ●メールアドレスを変更された方は「再登録」をお願いします。 古いメールアドレスは、送信未達となり自動的に削除されるため、PTAメールが受信できなくなります。お早めに右記より再登録をお願いいたします。



